

(案)

情 通 審 第 号

令 和 年 月 日

総 務 大 臣

村 上 誠 一 郎 殿

情 報 通 信 審 議 会

会 長 遠 藤 信 博

答 申 書

令和6年7月2日付け諮問第2047号「放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件」のうち「必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件」について、審議の結果、別添のとおり答申する。

(別添は、資料185－ 1 － 2とする。)